医師国保とっとり

鳥取県医師国保組合発行

発行人 岡 本 公 男

〒680 - 8585 鳥取市戎町317 鳥取県医師会館内 電話 (0857)27 - 5565



理事長挨拶

鳥取県医師国民健康保険組合 理事長 岡 本 公 男

去る8月30日の総選挙 では民主党が大勝利を収 め、鳩山連立内閣が誕生

いたしました。

厚生労働大臣には長妻昭衆院議員が就任し、民 主党がマニフェストに掲げた「後期高齢者医療制 度の廃止」を高らかに宣言されました。

しかしながら、最近では「制度の廃止は、政権を担う4年の中で新制度を実現していく。」と述べるなど、いささかトーンダウンしてきたと思われます。

また、同党のマニフェストでは「診療報酬の引き上げ」を掲げており、医療提供者と保険者との 二面性を持つ医師国保組合として、今後の舵取り に責任の重大さを感じております。 組合を取り巻く環境は、今までに増して厳しい 状況ですが、今年度から全協中四国支部の支部長 を仰せつかっておりますので、中央との連携を密 にして、組合運営に取組む所存です。

5月に開催しました、全協中国四国支部総会で、前の鳥取県知事の片山善博慶應義塾大学教授にご 講演いただきました。お話は、まさに時宜を得た 内容で参加者全員、感銘を受けました。

片山氏は、地方自治に精通しているとして行政 刷新会議のメンバーに選ばれ、益々のご活躍ぶり のようです。

全く先の見えない状況ですが、役職員一体となって、組合業務の推進に尽力いたしますので、今後とも何卒ご指導ご協力をお願いいたします。

第122回 通常組合会開催

- 1. 開催日時 平成21年8月6日 (木) 午後5時10分
- 2. 開催場所 ホテルセントパレス倉吉 吉市上井町
- 3. 議員の総数 30名 議決権の総数 30個
- 4. 出席議員の数 17名 この議決権の数 17個
- 5. 決 定 事 項
 - 1) 平成20年度鳥取県医師国民健康保険組合事業報告について認定を求める件(承認決定)
 - 2) 平成20年度鳥取県医師国民健康保険組合歳 入歳出決算について認定を求める件 (承認決 定)
 - 3) 鳥取県医師国民健康保険組合規約の一部改正(案)に関して議決を求める件(承認決定)
- 6.会議の状況

(午後5時10分開会)

(池田議長)

それでは、ただいまから第122回鳥取県医師国 民健康保険組合通常組合会を開会致します。まず、 事務局より資格確認をお願い致します。



(谷口事務長)

組合会議員総数は30名でございます。本日受付

されました方は17名です。従いまして、過半数の 出席でございます。以上、ご報告します。

(池田議長)

過半数の出席ですので、本会議は成立致します。 議事録署名人の選出を致したいと思いますが、議 長に一任して頂けますでしょうか。

【異議なし】

ご異議がないようですので、8番中島公和先生、 22番辻田哲朗先生のお二方にお願い致します。日 程に従いまして、理事長のご挨拶をお願いします。 (岡本理事長)

理事長の岡本でございます。大変何か蒸し暑い 中を御出席いただきまして、ありがとうございま す。

今回は、第122回の通常の組合会でございますが、本日の主な議事は、平成20年度の収支決算、 事業報告でございます。

せっかくの機会でございますので、少しお話をしたいと思います。インフルエンザにつきまして、やっと県が「8月6日以降は集団発生でない場合はもう報告しなくていい」ということになりました。



私ども、天野先生と笠木先生、それから宮﨑常任理事とで対策本部を設けておりますが、医師会の場合、先生方から少し情報をいただいた方がいいのではないかという意見もあったのですが、今まで一生懸命報告していただいて、これをだらだら長引かせても、みんなから苦情が出るのでははいかということになりました。それで、はのみでということになりました。それで、は京のかでということになりました。それで、対策の定点でございまして、特に病院が中心にならなが中心でございまして、特に病院が中心になっておりますので、この点を来年度からは少し直しながらやっていかないと、きちんとした平均的なデータが出てこないというふうに心得ております。

季節性のインフルエンザ、それから新型インフルエンザの予防接種の問題がいろいろございますので我々の県医師会と、それから問屋さんも入れ

て、インフルエンザ対策協議会を開く方向で検討 しているところでございます。

インフルエンザのワクチンに関しましては、昨年度に大体季節性のものが80%ぐらいしか来ないのではないかと言われております。ですから、厚労省も日本医師会も今、我々のところへ情報を流してきておるものでは、「1、2週間の単位で予約して使ってくれ」と言っていますが、それはまことに不謹慎な話で、予約というのはやはり通年ですべきものであって、1、2週間での単位で予約した人が、「あとはありませんよ。」と言われたら非常に困りますから、やはり予約は例年どおりしていただいて、私はよろしいかと思います。厚労省が言っているとおりにはしないと考えております。

例えば私のところが一、二週間であれば、50本もあればいいなと思って50本と書いて出して、その次に頼むときはもう全然ないと言われても困りますので、年間を通じての、今までと同じように本数は書いていただいて、配達は1週間か2週間ぐらいずつ入れていくという格好でやっていきたいと思っております。

それから、新型に関しましては、もともと2,500 万本ぐらいはできるだろうということで7月から 取りかかっておるようですが、なかなか着床が悪 く、今のところ1,700万本しかできないのではな いかということです。それも季節性のものですと 大体1人1回でよろしいですが、新型に関しては やはり1人2回しないと、余り効果がないのでは ないかと言われていますので、医療関係者が中心 になって、なるべく打てるような状況を作ってい きたいと考えておりますが、ただ、潤沢にあるか どうか分かりませんので、その辺の情報を流しな がらやっていこうと思います。よろしく御理解の ほどをお願いしたいと思います。

今日は、たくさんお話しすることがございますが、資料1というのを配付してございます。これは私がわからないからこういうのを書いて勉強したということで、医師国保組合の関係団体の説明ということでございます。真ん中の下の方に鳥取県医師国保組合とピンクで示していますが、国民健康というのは市町村国保と、全国国民健康保険組合協会といいまして、いわゆる我は会が言う全協というものですが、これに入っています。これは医師会とか、そういうことは全く関係

なくて、他団体もたくさんあります。

その次に、その下に黄色で全協の中国四国支部というのが書いてありますが、中四国支部は、各県の医師国民健康保険組合と、広島県歯科医師、広島県薬剤師、愛媛県歯科医師、中国四国薬剤師国保組合という13組合で編成されておりますが、支部長を持ち回りで行っており、今年、来年の2年間は我々が支部長をすることになっています。

年1回、支部総会、委託研修会というのをやりますが、今年度は5月に、前知事の片山教授に来ていただきまして、講演をいただきました。大変好評でございました。来年度の支部総会は米子市で5月22日に開催することになっております。

もう一方、左の方に行きますと全医連というのがございます。これは全国の医師国保組合の連盟でございます。これも全国を6ブロックに分けておりまして、年1回、持ち回りで総会がございます。今度は中四国ブロックが当番でございまして、10月に香川県で開催することになっております。

この全医連の会長は、全協の副会長に就任することになっております。今までは東京都医師国保組合の理事長が85歳まで続けられたのですが、今回おりられて、今度は名古屋の理事長が会長になられました。

それから、中四国医師国保連絡協議会というのがございまして、今年は7月に徳島へ参りました。 来年は鳥取が当番になっておりまして、鳥取市で7月24日に開催することになっております。

もう1点、先日、中四国医医師国保連絡協議会の会が徳島でございました時には、鳥取県から特定健診の健診項目の拡充について提案いたしました。今後も機会があるごとに今のメタボに偏ったといいますか、非常に無意味な健診を有意義な健診に変えていこうという方向で提案していこうと思います。ただ、保険者の立ち場としては、健診項目が増えれば少しお金がたくさん要るかなとも思いますが、被保険者の健康管理の観点から頑張ってやっていくということでございます。

もう1点は、後期高齢者医療制度ができまして、たくさんの先生方が後期高齢者の方に行かれたわけですが、今、保健事業といたしまして、インフルエンザの予防接種助成金などしかできておりません。75歳を過ぎた先生方にもし不幸が起きた時に見過ごされていくような時代になってくるかもしれません。ただ、今まではある程度、この国保で葬祭見舞金などの一時金を出していたのですが、今まで御貢献なさった先生方に、ある程度保健活動として提供していく必要があるのではないかと

いうことで、当然定めるべきと思っておりますし、20万であるのか30万であるのかというのはもう少し試算してみないと分かりませんが考えていかないといけないと思います。

ちょっと長くなって済みませんでした。

(池田議長)

有り難うございました。次に議案の審議に入り ます。

議案第1号平成20年度鳥取県医師国民健康保険 組合事業報告について認定を求める件、執行部か らご説明願います。

(神鳥常務理事)

議案第1号平成20年度鳥取県医師国民健康保険組合事業報告について認定を求める件を説明致します。

それでは、皆さんのお手元の資料の4ページを ご覧ください。平成20年度の事業報告ですが、4 ページから8ページに書いてあります。

まず、4ページから6ページですが、当国保組合の会議は、組合会が3回、理事会が書面理事会を含めて5回、監事会が2回ありました。

それでは、6ページをご覧いただきます。先ほど会長が説明されました全医連関係、医師が中心の国保組合ですが、この会議が6ページの下から7ページの上に書いてあります。昨年は全体の会議が山形で行われました。

その次に全協関係ですね。そこの会議が4回ほどございまして、次の8ページにかけて書いてあります。内容は割愛させていただきます。

9ページをご覧ください。物故組合員でございますが、後期高齢の先生方がいなくなったことも関係しているかもしれませんが、物故組合員は2名でございました。早田先生と山﨑先生のお二人でございます。前年は13名でございました。

それでは、10ページをご覧ください。被保険者数の推移ですが、これは次年度の予算立ての場合の根拠になるものです。組合員、准組合員、家族、それぞれの人数がそこに書いてございます。年初、20年4月ですが、組合員は407名ということで126名減、准組合員は19名減の358名、家族は130名減の1,067名となっております。年初には1,652名でしたが、年度の終わりには1,567名と、ここでもやはり85名程減るという傾向でした。

全体の構成比は、組合員が25.1%、准組合員が20.6%、家族が54.3%で、後期高齢者組合員は平均で47名おられます。それから第2号被保険者、介護保険の40歳から65歳未満の方ですが、全体の構成割合としては42.4%です。特定被保険者は保

険の適用除外の方でございますが、28.3%ということで、人数は減っていますが、割合的には増えてきているということでございます。

次の11ページをご覧いただきます。年次別の被保険者数というのが書いてございますが、これは平成16年を100としまして、20年は年間平均では86%、それから年度末の現在数では81.32%と、徐々に少なくなっているということが示されております。

それから、財政状況のところの(2)国庫支出金でございますが、国からはこのように7項目に分けて補助金が参ります。補助金の一番多いのは、2番目の療養給付費補助金でございます。その次が後期医療費支援金、それから介護納付金補助金という順番になっております。第4・四半期に年末調整的にたくさん入る形になっております。

次は12ページですが、収支決算状況が書いてありますが、これは県の報告書にある表でございまして、この内容につきましては後ほど詳しく述べさせていただきます。ここではトータルのところだけですが、収入の決算額は予算に比しまして5,000万ほど減、それから支出の方は予算に対して7,500万ほど減でした。収支しました差し引きの残額は2,488万ということで、前年より913万ということになっております。

それから、その次のページを見ていただきます。 円グラフがありますが、外側が19年度、内側が20 年度で、薄いブルーのところが国民健康保険料、 これの割合が相対的に、この平成20年度は60%台 に入って64.2%です。支出の方では、主なものは やはり保険給付費でございまして、これは54.37 だったのが51.89ということで前年より少し減っ ているという、そういう傾向にございます。

それでは、13ページをご覧ください。保険の給付状況でございますが、(1)の総括表は数字が細かく書いてございますが、総数で、診療費ですが、件数がマイナス4,403です。それから費用額はマイナス3,560万です。組合員分だけはプラスでして、件数が61プラス、費用額が1,469万のプラスとなっております。准組合員分、家族分、それぞれマイナスで、准組合員は件数がマイナス1,653、費用としてはマイナスの505万、それから家族分では件数は2,811のマイナス、費用はマイナス4,530万ということで、家族分がかなり突出して費用が減っているということです。

それから、この表の中のその他の保険給付費と いうところに出産育児一時金が、先ほど理事長が 申された内容、それから葬祭費なども上がってお りますが、出産育児一時金は増えておりますが、 葬祭費、傷病手当金、療養附加金ともに減でござ います。

それでは、次の14ページをご覧ください。ここの療養諸費の費用の負担区分です、自己負担と、それから保険者負担とが区別して分けてあります。他法負担というのは精神、生保、特定医療でございます。備考欄を見ていただきますが、総数ではマイナスの16.58%です。ただ、先ほども申し上げましたとおり組合員分はプラスの33%、それから准組合員はマイナスの19%、家族分がマイナスの33%ということで、准組合員、家族分とも減っています。これは、一つには自家診療の問題もあるのだろうと思います。それから若い方だけが残っているということも関係しているのだろうと思います。

それから、15ページですが、診療費の内訳が書いてあります。ここで総数のところの一番右側、人数分の費用額というのがございます。これが一人頭、医療費として10万9,511円使ったということで、前年が12万7,521円ですから、1人平均1万8,010円の減ということです。

それでは、次のページを見てください。次が医療給付費の推移表が折れ線グラフでかいてありますが、当然のことですが、保険給付費が減っているわけですから、医療費も大分少ないということで、わずかに12月と1月だけが平成19年度よりやや多いということです。その上の括弧内に書いてありますとおり、平均しまして、平成19年度よりも月額254万ほど減ということです。

それでは、次の17ページを見ていただきます。 老人保健医療給付状況でありまして、これはもう 最後でございます。平成20年3月診療分が最後で ございまして、レセプトが2カ月後に出てまいり ますので、これは20年度で支払ったという形です。 374件、費用額が1,664万ということです。

右下に表がございます。いつも申し上げますが、補助金の入ってこない一定以上所得者分がそこに再掲されておりまして、件数では老人医療費の65%、それから医療費では約60%をここで使っているということになります。

それでは、次のページをお開きください。医師組合員の疾病分類でございまして、19項目上げてございます。やはり前年とほとんど同じ傾向でございまして、11番の消化器系疾患が一番多く、件数は63件です。それから2番目に多いのは、9の循環器系の疾患で23件ということでございます。ただ、前年は消化器系が79、循環器系が49でした

ので、かなり少なくなっております。

19ページは、死没医師組合員調べですが、先ほども申し上げましたように、お二人でございます。循環器系の疾患、9の部分と、それから19の損傷・中毒及びその他の外因の影響というところで、この2点でした。平均死亡年齢も63.5歳と非常に若くて、従来、大体70歳代の後半でございましたので、かなり若いということになります。

それから、20ページをご覧ください。医師組合員の年齢構成・平均年齢表がそこに上がっております。50歳代、60歳代を合わせますと約60%です。それから後期高齢の方、75歳以上の方が10%、女子組合員はトータルしますと12.2%ということです。

以上、ちょっと早口になりましたが、御説明を いたしました。

申し訳ありません。議長、ここで理事長より提案があり、死没会員がございますので、黙祷をささげたいと思います。おまけに、今日は8月6日で広島に原爆が落ちた日でもあるので、同時に黙祷をお願いします。

(池田議長)

それでは、黙祷を行いたいと思います。皆さん、 御起立をお願いいたします。

黙祷始め。

【黙 祷】

黙祷終わり。ありがとうございました。

それでは、只今の説明について、ご質問はありませんか。ご質問がございましたら議席番号を、仰ってから、ご発言をお願いします。

ご質問がなければ、これを承認してよろしいで しょうか。賛成の方は挙手を願います。

【挙手多数】

賛成多数により議案第1号の平成20年度鳥取県 医師国民健康保険組合事業報告について認定を求 める件は原案どおり承認されました。

次に議案第2号平成20年度鳥取県医師国民健康 保険組合歳入歳出決算について認定を求める件、 をご説明願います。

(神鳥常務理事)

議案第2号の平成20年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出決算について認定を求める件について説明致します。

それでは22ページをご覧いただきます。22ページ、23ページに総括表がございます。この歳入の部分のパーセントをちょっと申し上げたいと思いますが、1の国民健康保険料が全体の64.2%です。それから2の国庫支出金が26.1%、4の共同事業

交付金が0.5%、それから5の財産収入が0.1%、7の繰越金が9.1%。以上でございます。

歳入の部分では、特に国民健康保険料が1,537 万ほど、当初の予定よりも減っております、6% 減でございます。これは先ほどもちょっと申し上 げましたが、後期高齢組合員が抜けられたという こと、それで後期高齢組合員関係では家族、従業 員を含めて251名、組合員は112名、トータルでそれだけ減ったということです。

それから、自家診療の関係でおやめになったのが、組合員が4名、家族、従業員を合わせますと、トータルで35名ということになります。その他、死亡、それから廃業といったこともありましたし、それから所得割を見直しました。その関係で減額希望というのも結構出まして、その関係で保険料が落ちたということです。総額で大体5,000万ほど減、11.8%減の収入済み額が3億7,321万ほどでございました。

歳出の方に参ります。歳出の方も、トータルしますと、先ほどもちょっと申し上げましたが、7,500万、17.7%ほど歳出が抑えられまして、支出済み額が3億4,833万ほどでした。

収支差し引きの残額は2,488万で、前年度よりは913万ほど減っています。

24ページをお願いします。ここから詳しく御説明をいたします。まず第1款国民健康保険料、第1項国民健康保険料ですが、当初予定よりは減っていますが、備考欄を見ていただきますと、均等割が大体7割、所得割が3割という状態です。従来、均等割6割、所得割4割でしたが、見直しを行いまして、その関係で多分減ったのだろうと考えております。

それから、次の25ページをご覧いただきます。 国庫支出金でございますが、第2項の国庫補助金、 1の療養給付費等補助金が前年度より862万減の 9,233万でした。それから2の国保特別対策費補 助金のところで、節のところに書いてございます が、高額医療費共同事業補助金というのがありま す。これは毎年申し上げていますが、これは国か ら出るもので、この補助金で歳入して、本当の意 味の、先ほど理事長が申されました全協が取りま とめている共同事業交付金というのは、次のペー ジにございます。

それから、3番目に特定健康診査等補助金、これが23万5,000円ほどということです。

では、次のページをあけてください。今申し上 げましたとおりで、第4款共同事業交付金という ところ、高額療養の場合、100万を超えたものを 合算いたしまして請求するわけですが、これは数年遅れてから戻ってきますので、前の年度との比較はなかなかできないのですが、全協から交付される高額療養費の補填で、当初予定していたものの4分の1ぐらい、168万ほどでした。

第5款財産収入、第1項財産運用収入のところ、 節のところにありますが、準備金利子収入という のがあります。これは県民債の3,000万がここに 入っております。

第6款繰入金、第1項準備金繰入金です。これは単年度に支出が超過しそうだというときに積立金を取り崩すための項目です。実は、この前の年度にかなり取り崩さなければいけないという事態が生じましたので、4,000万ほど繰り入れる予定だったのですが、最終的に繰り入れないで済んだということです。

27ページを見てください。第6款繰入金、第2項積立金繰入金とありますが、これは法定の特別積立金の取り崩しですが、しなかったということです。

それから、第7款繰越金ですが、これは当初の 予定よりは1,201万ほど増の3,401万になったとい うことです。

それでは、次の28ページをご覧ください。第8 款諸収入、第2項の雑入でございますが、ここで も節の部分、第三者納付金がゼロですが、交通事 故のときに保険料が使われた場合、後で損保会社 の方から還付されるもので、たまたま事故がなかっ たということです。

以上から、歳入合計がマイナス4,988万の、収 入済み額は3億7,321万ということでした。

これから歳出の方を御説明いたします。

歳出に関しましては、皆さんのお手元の資料を 見ておわかりだと思いますが、予備費支出とか流 用がございますので、必ずしも明確に全部減とい うわけではございません。

まず、第1款組合会費、第1項組合会費でございますが、組合会は3回開催しております。その他、印刷費その他で支出をしているわけですが、45万ほど支出が抑えられておるということです。

29ページの第2款総務費、第1項総務管理費です。その中の1の役員会費が他に流用されておりますが、かなり余ったということですが、主なものは1の報酬というところ、これは役員報酬の見直しがありまして、10万ほど抑えられました。

それから、報償費というところは、これは役員 の退任があった場合に用意するのですが、これも 使う必要はありませんでした。 それから、一般管理費のところでは、13の委託料というのが、189万ほど使っておりますが、これは徴収システムですね、後期高齢者組合員支援金の管理のシステム変更だとか、それから新しいVistaに対応するための月報報告システムの問題、それから特定健診のデータ抽出マスターを有効にするための費用だとか、情報ハイウェイに係る諸経費、それからレセ電算処理とか共同処理の手数料といった、いわゆるLAN費用、そういったものが全部関係しております。

それから、16番の備品購入費、これは国保連合会と直結用のパソコンを1台購入しました。特定健診用でございます。

では、30ページをご覧ください。4の組合協議会費です。これは先ほど理事長が申されましたが、備考欄にありますとおり全医連、あるいは中四国医師会の連絡協議会、それから全協、中四国支部、そういったもので全国各地に行っておりまして、それらの旅費でございます。

それから、第3款保険給付費、第1項療養諸費ですが、1の療養給付費のところは、当初の予定より5,068万、25%減の1億5,285万の歳出で終わっております。

それから、3番の審査手数料、これがレセプト 1枚当たり63円ということで、これも当初の予定 よりも件数がかなり減って、こういう状況になっ ております。

31ページをご覧ください。第3款保険給付費、第2項高額療養費ですが、この高額療養費に関しましては、言ってみればこれが保険のようなもので、支出済み額、実際に出したのが1,299万ほどということで、前年度より448万増です。これも全国の状態を見ながらということになります。

第3款保険給付費、第4項出産育児諸費ですが、 14件でした。前年が9件だったのですが、その関係で支出がふえております。

次は32ページです。保険給付費の葬祭諸費ですが、これは先ほどから申し上げておりますとおり、亡くなられた方が非常に少なかったということで、かなり余った状態になっております。組合員が1件となっておりますが、山﨑先生が亡くなったのが3月だったものですから、葬祭費を出すのが翌年になったということで、1件ということでございます。

それから、保険給付費の傷病手当金は、組合員は入院一律3,000円、180日限度でございます。准組合員は入院1日1,000円、180日限度で支給されるものですが、これに関しましても支出済み額は

約3割強ということで、かなり減っております。

それから、療養附加金の方でございますが、これは1枚のレセプトについて、入院が2万1,000円を超える部分、それから外来が5,000円を超える部分に還付するものでございますが、これもかなり抑えられておりまして、6割弱の支出でございました。

それから、33ページをご覧いただきます。後期 高齢者の支援金でございますが、これは支払い基 金のエクセルシートに従って予算を立てるのです が、ほぼ予算どおりでした。これと、この下にあ ります、3番目にあります老人保健の拠出金を合 わせても前年よりも2,000万ぐらい少ないという ことで、支援金になって、支出が減ったのかなと いう傾向はあるのですが、これは安心できません、 今後どうなるのか分かりません。

それから、前期高齢者の納付金に関しましては、 これは2倍ぐらいになっています。この2倍になっ たのは、厚労省が計算間違いをしたということで した。

それでは、34ページをご覧ください。介護納付金は若干ふえて、60万ほど増えております。

それから、共同事業拠出金は全協で行っている 高額療養費の凸凹を緩和するための交付金の財源 として拠出する、これが保険料のようなもので、 当初の予定よりは27%増しということでした。

それから、第7款保健事業費、ここからが特定 健康診査関係がありますが、特定健康診査の事業 費ですが、節の19負担金補助金というところの備 考欄を見ていただきますと、特定健康診査料は66 件とあって、事業主体の情報提供には47件、合計 113件でした。当初のこの年度の予定が269件でしたので、大体42%ということになります。

次の35ページを見ていただきますと、保健事業費がそこに上がっております。保健事業費の方では、備考欄の方を見ていただきます、健康診査というのがございます。これは乳がんとか子宮がんの検診でございますが、7件ほどでした。人間ドックも前年並みの21件でしたが、補助金が5万円から1万5,000円に減っているので金額的には減っております。それからインフルエンザの予防接種助成金も前年よりはマイナス163件でした。当初の予定よりも保健事業費もかなり抑え込まれた形になっております。

それから、第9款諸支出金、償還金のところですが、ここでは当初予算は27万ほど予定していたのですが、支出が17倍ぐらい出ております。これが、備考欄にあります療養給付費返還金というの

があります。だからたくさん入ってくるのですが、 平成19年度の医療費が6月に確定して、平成19年 度は上げ過ぎていたということで、後でこちらか ら返さなければいけないということが生じました。 全体を見てから言ってきますので、どうなるか分 からないというところがございます。

それから、36ページをご覧ください。第9款諸支出金、第3項地区医師会事務費交付金でございますが、これは1人当たり300円ということで、組合員の数に応じて出しております、マイナス330人でございます。

それから、予備費のところ、ここでは備考欄にありますとおり款内流用、項目、科目内流用ということが足りなかったということで、諸支出金とか共同事業費、前期高齢者納付金などに充当しております。

歳出合計が、当初の予定より7,500万ほど減の 支出済み額が3億4.833万でした。

財産目録が37ページに上がっています。正味財産は1億7,332万ほどでした。

38ページです。ここに現金・預金などの管理状況が示してありまして、このようにいろんな銀行に預けておるということです。

39ページをご覧ください。積立金の参考資料ですが、積立金は基金保有額としまして、5月31日現在、1億5,280万ほどございます。この中の特別積立金と給付費支払い準備金、この2つが法定でございまして、これを取り崩すには県知事の認可が要ります。そこのページの3、法定積立金の算定額でございますが、1)の特別積立金は、既に超過が1,543万円、それから2)の給付費支払い準備金に関しては4,200万ほど、既に超過していると。上の特別積み立ては、これは組合が解散したときの精算用で、2カ月分用です。それから下のは単年度に不足が生じたときに取り崩すということで、1割です。この2つを合わせて約5,760万は超過があるということです。以上です。

(池田議長)

ここで、監事の監査報告をお願いします。

(明穂監事)

監事の明穂です。去る7月11日、鳥取県医師会館におきまして清水先生とご一緒に平成20年度決算及び業務について監査を行いましたので、監査結果のご報告を申し上げます。国民健康保険法第24条第3項に基づき、平成20年度鳥取県医師国民健康保険組合事業報告、歳入歳出決算及び財産目録等について、関係帳簿並びに証憑書等を照合のうえ監査した結果、適正であることを認めます。



(池田議長)

ありがとうございました。只今の説明について、 何かご質問はございませんか。

(板倉組合会議員)

1番、板倉です。質問がないようですので、ちょっ と質問したいと思います。

療養附加金ですか、これについて伺いたいのですが、外来が5,000円、入院が21,000円ということなのですが、例えば、外来の場合、4,000円、4,000円、4,000円、4,000円と3つの医療機関にかかっている場合はどうなるのでしょうか。

(神鳥常務理事)

あくまで先ほど申し上げました1枚のレセプトということになっていますので、3枚のレセプトですので、合算という形にはなっておりません。

(板倉組合会議員)

そうですか。それと、それを拾い上げる作業が 事務的に大変難渋しておられるのではないかと思 うのですが、いかがですか。

(神鳥常務理事)

先生、鋭い質問を。実はそうなのです。非常に 事務的な手続が面倒くさいといいますか、大体3 カ月ぐらいするとレセプトがこっちに返ってきま すから、それをチェックするわけです。それを拾 い上げるのは非常に大変なようでして、実際には 作業がおくれているというのが現実です。今出し た金額が少ないのは、そういうことも関係してい るかと思います。

それから、今年になってから、それまでは比較 的順調にいっていたのですが、特定健診など、い ろんな作業が入ってきて、その関係でちょっと遅 れているということです。

(板倉組合会議員)

分かりました。この5,000円とか2万1,000円を決められたときは、これは1割負担の時に決められたのではないでしょうか。

(神鳥常務理事)

そうですね、私も詳しくは知りませんが、年表 を繰ると大体そうですね。

(板倉組合会議員)

そうしますと、3割負担になったら外来は、ちょっ としたことで5,000円ぐらいにすぐなってしまう のではないかと思います。したがいまして、5,000 円というのはちょっと低額ではないかなと思うわ けです。ですから、3倍になったのだったら1万 5,000円にするとか3万円にするとか、皆さんは そう経済的に困られることはないと思いますので、 もうちょっと上げられたらどうでしょうか。1割 が3割になったということと、それから事務的に 大変難渋しておられるだろうということ、この2 点を鑑みまして、この限度額といいますか、給付 の対象を5.000円ではなくて何万円とかにすると か療養附加金をゼロにするとか、外来に関しては いいのではないかと思いますし、入院に関しても、 2万1,000円以上払われても、皆さんはそう困ら れることはないと思いますので、もうちょっと上 げられてもいいのではないでしょうか。提案です。

(神鳥常務理事)

ありがとうございます。今、ちょっと調べましたが、平成7年4月1日から今の状態になっております。ですから、時代に合わないということは確かでございます。早速検討させていただきます。ありがとうございます。

(池田議長)

そういうことでよろしいですか。

(板倉組合会議員)

はい。了解しました。

(池田議長)

その他、ご質問がなければ、これを承認してよ ろしいでしょうか。賛成の方は、挙手を願います。

【挙手多数】

賛成多数により、議案第2号平成20年度鳥取県 医師国民健康保険組合歳入歳出決算について認定 を求める件、は原案どおり承認されました。

次に議案第3号鳥取県医師国民健康保険組合規 約の一部改正(案)に関して議決を求める件、執 行部からご説明願います。

(神鳥常務理事)

議案第3号鳥取県医師国民健康保険組合規約の 一部改正(案)に関して議決を求める件を説明致 します。

それでは、42ページと43ページをご覧いただきます。もう時間も押しておりますし、既に皆さんもご覧になっていると思いますので、簡単に説明させていただきます。

まず、最初の保険料の賦課額というものですが、これは平成20年の12月11日の組合会で、所得割の区分変更というのを、皆さんから御承認を受けました。それで、この春の予算の組合会のときに提示をして御承認を受けたのですが、残念ながら条文変更、規約改正の条文を提示しておりませんでした。後追いになりますが、改めてこれを出させていただいて、改正条項の、前の区分が8区分だったのを4区分にしたということをお認めいただきたいということが1点です。

それから、下の方でございますが、非常に細かいことをいろいろ書いてございます。これは延滞金について、今まで延滞金を催促するような局面はございませんでした。皆さんきちっと払っていただいていたのですが、これは国の規約改正の通知に基づくものです。ですから、一応ここに提示をしたいと思います。それに関連したものが、43ページの下の方に延滞金の年7.3%の割合は云々と、日本銀行法云々と書いてありますが、そういうことも含めて、この文書を御承認いただきたいということです。

それから、下の表の外にあります附則というところ、ここに先ほど理事長が申し上げましたが、平成21年10月から平成23年3月までの時限でございますが、出産育児一時金が経過措置として値上げになります。同条中35万円とあるのは39万円とすると書いてございます。実際には産科補償制度を利用している医療機関においては42万円ということになるわけですが、時限的でございますが、こういう指示がございまして、附則で、ちゃんと承認を受けろということでございました。よろしくお願いします。

もう一つ、資料 2 を入れております。これは年度別の収支表でありまして、ここに書いてありますとおり、単年度で見ますと、単年度の収入 A と支出総額 C を差し引きしますと、やはり保険料の収入が減ったということが影響しているのだろうと思いますが、自家診療をやめても単年度の赤字と、マイナス913万円近くとなりました。以上、報告いたします。

(池田議長)

只今の説明について、ご質問はありませんか。 ご質問がございましたら議席番号を、仰ってから、 ご発言をお願いします。

(野坂組合会議員)

二点お伺いいたします。

特定健診の受診率達成目標は5年間で65%以上であるとのことでしたが、初年度の達成率と今後

の見込みについてお教え頂きたいと思います。

もう一点は、医師国保組合以外の国保組合会では、所謂保険者としてレセプト点検や査定額等について報告・協議されているものと思います。

鳥取県医師国保組合では、この点について報告されていませんが、医師である我々は特に自浄作用について考えるべきと思いますが、如何でしょうか。

(神鳥常務理事)

それでは、最初の受診率の方ですが、これも先ほどもちょっと申し上げたのですが、本年度の対象はいわゆる270名。そのうちの113名ですから、40%強ですので、当初予定していたところに、まず行きました。それはあくまで事業主からの情報提供も入れています。そういうことで、ある程度クリアしたと今考えております。今後、これをクリアしたと今考えております。今後、これをクリアに指導を受けるといいますか、動機けの支援をするとか、そういうケースは全然なかったのですが、今後そういうものが出てきたときに、明確にこうやって増やすのだという方針は、これから理事長が申し上げると思います。

それから、レセプト点検の返戻については、実は今のところ国保連合会に丸投げなのです。うちの方で点検をこれまでずっとやっておりません。ですから、その辺は今、明確にお答えしようがないのですが、もうちょっときちっとその辺を医師国保組合でやるべきではないかと思われるようでしたら、またそれを進言していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(岡本理事長)

特定健診のパーセントが低いということで、どうしても支援金が多くなるのではないかということですが、ただ、これを各保険者が相当文句を言っていますので、恐らくこのままいくとは思えません。我々の健対協の健診の状況を見ましてもメタボ健診に偏っていますので非常に受診率が悪い。これは市町村国保でもパーセントが23%ぐらいですね。ただ健康管理の一つとしての健診ですので、健診を受ける必要はありますが、健診のための健診をする必要があるのかということを知っておいていただく必要があると思います。

返戻は、実は自家診療をするときに目に余るものが何件かありまして、これはぜひやらないといけないかなということでしたが、なかなかその段になると、1点1点、点検するというのは、だれかがだれかの個人情報を知ることになりますので、

現時点では相当目に余るものでない限りは考えて おりません。今後赤字が大きくなったりする場合 には、また考えていかなければいけないと思って います。

(野坂組合会議員)

特定健診受診率について、国の目標達成に迎合 するつもりはないのですが、医師国保として組合 員の健康保持に関して自慢できる様な健診システ ムを作って、「我々医師はちゃんと健診を受けて いる。健診受診率も高い。」と云えるような部分 を出すべきではと云うのが一点。

もう一つは先ほどの点検部分ですが、仰るとこ ろはよく分かるのですが、マスコミや一般など外 部から医師国保を見ると「医師国保は裕福だから 保険者として査定などしていない」と云われるの ではと思います。自浄作用を発揮してきちんとチェッ クしている、と公表できるようなシステムを作っ ていくべきではないかと云う事です。

(池田議長)

その他、ご質問がなければ、これを承認してよ ろしいでしょうか。賛成の方は、挙手を願います。

【举手多数】

賛成多数により議案第3号鳥取県医師国民健康 保険組合規約の一部改正 (案) に関して議決を求 める件は原案どおり承認されました。

これで本日の日程は全部終了しました。これを もちまして第122回通常組合会を閉会致します。 ご協力有り難うございました。

平成20年度事業報告、決算承認

月6日開催の第122回通常組合会で平成20年度の

鳥取県医師国民健康保険組合は、去るまた、8 事業報告、歳入歳出決算等の諸議案が承認されま した。概要は別記のとおりです。

平成20年度事業報告

1. 平成20年度医師国保事業実施状況

- <i>.</i>	±1555		,,,,	
区分	実施年月日	実 施 事 項	備	考
組	20. 8. 2	第119回通常組合会 1) 平成19年度鳥取県医師国民健康保険組合事業報告について認定を求める件 2) 平成19年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出決算について認定を求める件 3) 鳥取県医師国民健康保険組合役員の報酬規則 (案) に関し議決を求める件	ホテルt レス倉き 倉吉市」	<u> </u>
合会(20. 12. 11	第120回臨時組合会 1) 先決による鳥取県医師国民健康保険組合規約の一部改正 (案) に関して議決 を求める件 2) 鳥取県医師国民健康保険組合保険料の変更について議決を求める件	鳥取市形鳥取県図	
(3回開催)	21. 3. 12	第121回通常組合会 1) 平成21年1月末現在鳥取県医師国民健康保険組合事業状況について 2) 先決による鳥取県医師国民健康保険組合規約の一部改正(案)に関して議決を求める件 3) 平成21年度鳥取県医師国民健康保険組合事業計画(案)に関し議決を求める件 4) 平成21年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出予算(案)に関し議決を求める件	米子全E ル 米子市ク	
理事会(5回開催)	20. 7. 17	第1回理事会 1) 4/23全医連代表者会出席報告 2) 5/10全協中国四国支部総会・委託研修会出席報告 3) 5/16全協理事会出席報告 4) 6/19全協総会出席報告 5) 第119回通常組合会の招集について 6) 第119回通常組合会付議事項について (1) 平成19年度鳥取県医師国民健康保険組合事業報告について (2) 平成19年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出決算について (3) 規則の制定について 7) 平成21年度全協支部総会の日程について 8) 保険料検討委員会について 9) 役員報酬について	鳥取市充鳥取県図	
	20. 8.29	第2回(書面)理事会 1)規約の一部改正について	書	面

	20. 11. 20	第3回理事会 1)10/24全医連全体協議会出席報告 2)第120回臨時組合会の招集について 3)第120回臨時組合会付議事項について (1)鳥取県医師国保組合規約の一部改正(案)について (2)鳥取県医師国民健康保険組合保険料の変更について 4)平成21年度全協中四国支部総会の企画について	鳥取市戎鳥取県医	
	20. 12. 22	第4回 (書面) 理事会 1) 規約の一部改正について	書	面
	21. 2. 12	第5回理事会 1) 11/26 国保組合被保険者全国大会出席報告 2) 平成20年度医師国保事業の現況について 3) 2/12第2 回監事会報告 4) 第121回通常組合会開催について 5) 第121回通常組合会付議事項について (1) 平成21年 1月末現在鳥取県医師国民健康保険組合事業状況について (2) 先決による鳥取県医師国民健康保険組合規約の一部改正(案)について (3) 平成21年度鳥取県医師国民健康保険組合事業計画(案)について (4) 平成21年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出予算(案)について (4) 平成21年度の特定健診・特定保健指導について 7) その他 (1) 全協中四国支部会費について (2) 平成21年度の医師国保保険料について(激変者への対応)	鳥取市戎鳥取県医	
監事会(20. 7. 17	第 1 回監事会 1) 平成19年度鳥取県医師国民健康保険組合事業状況について 2) 平成19年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出決算について 3)財産目録及び預金証書等の管理状況について	鳥取市戎鳥取県医	
(2回開催)	21. 2. 12	第2回監事会 1) 平成21年1月末現在事業状況について 2) 平成21年1月末現在収支状況について 3)財産目録及び預金証書等の管理状況について	同	上
保健事業	(随時)	特定健康診査事業、健康管理・健康増進のため事業への助成金交付 地区医師会主催の平成20年度保健事業の助成金交付		

《全医連閏係》

《土 区.	建関係》							
区分	実施年月日	実	施	事	項		備	考
全医連	20. 10. 24	第46回全国医師国民健康保険・代表者会議・全体協議会 1. 代表者会議の結果報告及 2. 決 議 3. 研究発表 「全医連国保問題検討会等を医連届 4. 特別講演 「藤沢周平の山形」 山形	なび承認事項 報告」 引会長 (宮城	類 成県医師国(,	日野泰彦 先生 山本陽史 先生	山形市 山形国際ホラ 東北北海道ブ 担当 山形県医師[ロック当番
中四国ブロック(全医連)	20. 7. 26	平成20年度中国四国医師国民・代表者会議・全体会議 1.議事 1) 平成19年度事業報告 2) 平成19年度決算的10年度決算的10年度決別的19年度決別的19年度決別的19年度決別的19年度以上,19年度連第47回全体的 5) 全医連軍事(2名) の 2.協議 1) 特定健診・特定保健指 2) 特定健診・特定保健指 2) 特定健診・特定保健 1 愛媛県) 4) 健保適用除外申請に	(高知県) (高知県) (高知県に決 銭会の担当に 委員会委員の)推薦について こついて (山 指導につい	快定 こついて)選出につい いて (徳島県) 」口県) いて、初年原	١٣	半う点について	広島市 リーガロイヤ 広島 担当 広島県医師[

- 5) 国保組合への補助金削減について (鳥取県)
- 6) 全国国民健康保険組合協会の会費について (徳島県) 7) 全医連第47回全体協議会の開催について (香川県)
- 3. 特別講演

「世界遺産厳島神社と石見銀山」

県立広島大学人間文化学部 秋山信隆 教授

《全協関係》

区分	実施年月日	実 施 事 項	備考
全	20. 6. 19	第51回全協通常総会 1) 平成19年度事業報告について 2) 平成19年度一般会計収支決算について 3) 平成19年度研修事業等特別会計収支決算について 4) 平成19年度高額医療費共同事業特別会計収支決算について 5) 補欠役員の選任について 6) 第53回通常総会の開催地について	神戸市 クラウンプラザ神戸 担当 兵庫県支部
	20. 11. 26	全協被保険者決起大会	東京 憲政記念館
協	21. 3. 13	第52回全協通常総会 1) 平成21年度事業計画について 2) 平成21年度会費について 3) 平成21年度一般会計収支予算について 4) 平成21年度研修事業等特別会計収支予算について 5) 平成21年度高額医療費共同事業特別会計収支予算について 6) 補欠役員の選任について 7) 任期満了に伴う役員の改選について	東京明治記念館
中四国ブロック(全協)	20. 5. 10	平成20年度全協中国四国支部総会 1) 平成19年度事業報告について 2) 平成19年度収支決算報告について 3) 平成19年度収支決算剰余金処分について 4) 平成20年度事業計画について 5) 平成20年度収支予算について 6) 平成20年度会費について	徳島市 ホテルクレメント徳島 担当 徳島県医師国保組合
委託研修会(全協)	20. 5. 10	平成20年度全協中国四国支部委託研修会 1)講演「医療保険制度について」 厚生労働省保険局国民健康保険課課長補佐 江崎 崇 氏 2)講演「糖尿病死亡率全国1位からの脱却をめざして」 徳島大学名誉教授・徳島県医師会糖尿病対策班班長・ 川島病院名誉院長 島 健二 先生	同 上

2. 被保険者数の推移 (平成20年4月~平成21年3月)

(人)

年 .	月	組合員	准組合員	家 族	計	後期高齢者組合員	第2号被保険者数	特定被保険者
20. 4		407	358	887	1,652	48	697	465
5)	405	354	879	1,638	48	689	460
6	,	404	343	874	1,621	48	690	454
7	'	405	338	876	1,619	48	687	455
8	;	407	337	881	1,625	48	686	460
9)	406	336	879	1,621	47	684	460
10)	410	332	883	1,625	46	690	457
1	1	410	330	882	1,622	46	690	458
1:	2	410	326	886	1,622	46	687	460
21. 1		406	322	881	1,609	48	684	460
2		406	319	878	1,603	48	680	459
3		405	302	860	1,567	46	674	443

i	計	4,881	3,997	10,546	19,424	567	8,238	5,493
平	均	407 (528)	333 (374)	879 (1,056)	1,619 (1,958)	47	687 (708)	458 (480)
構力	成 比	25.1%	20.6%	54.3%	100%	2.9%	42.4%	28.3%

()内の数 前年度の平均人数 加入の割合

(単位:円)

(単位:円)

(参考) 年次別被保険者数

年度		年 「	間 平	均		í	年 度	末 現	在 数	Ż
年 度	組合員	准組合員	家族	計	指数%	組合員	准組合員	家 族	計	指数%
平成16	516	327	1,041	1,883	100.00	522	339	1,066	1,927	100.00
17	526	349	1,066	1,941	103.08	528	352	1,076	1,956	101.50
18	528	362	1,070	1,960	104.09	533	369	1,073	1,975	102.49
19	528	374	1,056	1,958	103.98	521	360	1,030	1,911	99.17
20	407	333	879	1,619	86.00	405	302	860	1,567	81.32

3. 財 政 状 況

(1) 国民健康保険料賦課徴収状況

保険料算定額	災害等による減免額	増減	保険料調定額	保険料収納額	未収額
246,924,000	0	7,297,500	239,626,500	239,626,500	0

(2) 国庫支出金交付状況

区分	第1・四期分	第2・四半期分	第3・四半期分	第4・四半期分	計 (決算額)
事務費負担金	1,034,000	0	0	1,015,850	2,049,850
療養給付費補助金	17,336,000	13,521,000	13,521,000	13,733,000	58,111,000
老人保健医療費拠出金補助金	5,525,000	0	0	0	5,525,000
介護納付金補助金	2,143,000	2,124,000	2,124,000	3,677,352	10,068,352
後期医療費支援金	3,213,000	4,500,000	4,500,000	7,075,660	19,288,660
国保特別対策費補助金	0	0	0	2,027,000	2,027,000
特定健康診査等補助金	0	0	0	235,000	235,000
計	29,251,000	20,145,000	20,145,000	27,763,862	97,304,862

(3) 収支決算状況

(収入)

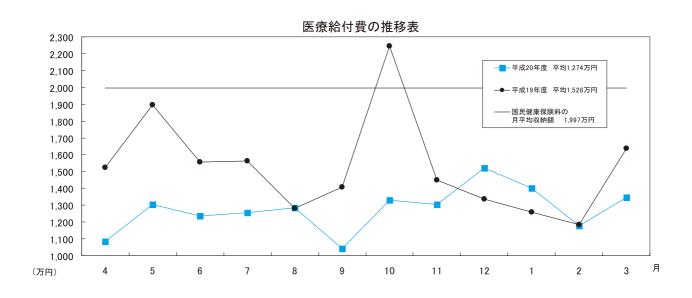
(支 出)

(1)					
科 目	予算現額	収入決算額	被保険者1人 当たり決算額	科 目 予算現額 収入決算額 被保険者 当たり決	1人
1. 国民健康保険料	255,000,000	239,626,500	148,009	1.総務費 29,100,000 27,257,799 16	3,836
2. 国庫支出金	98,720,000	97,304,862	60,102	1)組合会費 2,100,000 1,644,988 1	,016
1) 事務費負担金	2,320,000	2,049,850	1,266	2) 総務管理費 27,000,000 25,612,811 15	,820
2)療養給付費 補助金	55,500,000	58,111,000	35,893	2. 保険給付費 240,800,000 180,759,474 111	,649
3) 老人保健医 療費補助金	6,040,000	5,525,000	3,413	1)療養諸費 205,500,000 154,452,009 95	,400
4) 介護納付金補助金	9,670,000	10,068,352	6,219	2) 高額療養費 13,200,000 12,991,013 8	3,024
5)後期医療費 支援金	23,400,000	19,288,660	11,914	3)移送諸費 300,000 0	0
6) 国保特別対 策費補助金	40,000	200,000	124	4) 出産育児諸費 5,050,000 5,050,000 3	3,119
7) 出産育児一 時金補助金	875,000	977,000	603	5)葬祭諸費 1,450,000 350,000	216

8) 高額医療費共同事業補助金	585,000	850,000	525			
9)特定健康診 査等補助金	290,000	235,000	145			
3. 前期高齢者交付金	1,000	0	0			
4 . 共同事業交付金	6,700,000	1,688,000	1,043			
5. 繰 入 金	40,001,000	0	0			
1) 準備金繰入金	40,000,000	0	0			
2) 積立金繰入金	1,000	0	0			
6. 繰 越 金	22,000,000	34,010,065	21,007			
7. その他の収入	678,000	587,378	363			
1)財産収入	500,000	489,319	302			
2)諸 収入	178,000	98,059	61			
合 計	423,100,000	373,216,805	230,523			
年間平均被保険者数 1,619人						

6) 傷病手当金	3,000,000	957,000	591
7) 療養附加金	12,300,000	6,959,452	4,299
3 . 後期高齢者支援金	65,800,000	65,746,935	40,610
4. 前期高齢者納付金	2,170,000	2,169,155	1,340
5. 老人保健拠出金	18,900,000	17,505,256	10,812
1) 医療費拠出金	18,300,000	17,451,839	10,779
2) 事務費拠出金	600,000	53,417	33
6.介護納付金	34,250,000	34,124,231	21,077
7. 共同事業拠出金	10,683,000	10,683,000	6,599
8.保健事業費	7,000,000	4,469,792	2,761
9. 基金積立金	500,000	489,319	302
10. 諸 支 出 金	5,131,000	5,130,047	3,169
1) 償還金及び 還付加算金	4,642,000	4,641,647	2,867
2) 過年度支出金	0	0	0
3) 地区医師会事 務 費 交 付 金	489,000	488,400	302
11. 予 備 費	8,766,000	0	0
合 計	423,100,000	348,335,008	215,154

収支差引額	59,347,529	被保険者1人当たり決算額	30,576
基金等保有額	206,534,790	被保険者1人当たり決算額	106,406



平成20年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出決算

第1 総括表

歳入 (単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	収入未済 額	予算現額と収入済額 との比較増減額
1. 国民健康保険料		255,000,000	239,626,500	239,626,500	0	15,373,500
	1. 国民健康保険料	255,000,000	239,626,500	239,626,500	0	15,373,500
2. 国庫支出金		98,720,000	97,304,862	97,304,862	0	1,415,138
	1. 国 庫 負 担 金	2,320,000	2,049,850	2,049,850	0	270,150
	2. 国 庫 補 助 金	96,400,000	95,255,012	95,255,012	0	1,144,988
3. 前期高齢者交付金		1,000	0	0	0	1,000
	1. 前期高齢者交付金	1,000	0	0	0	1,000
4. 共同事業交付金		6,700,000	1,688,000	1,688,000	0	5,012,000
	1. 共同事業交付金	6,700,000	1,688,000	1,688,000	0	5,012,000
5. 財 産 収 入		500,000	489,319	489,319	0	10,681
	1. 財産運用収入	500,000	489,319	489,319	0	10,681
6. 繰 入 金		40,001,000	0	0	0	40,001,000
	1. 準備金繰入金	40,000,000	0	0	0	40,000,000
	2. 積立金繰入金	1,000	0	0	0	1,000
7. 繰 越 金		22,000,000	34,010,065	34,010,065	0	12,010,065
	1. 繰 越 金	22,000,000	34,010,065	34,010,065	0	12,010,065
8.諸 収 入		178,000	98,059	98,059	0	79,941
	1. 預 金 利 子	70,000	42,307	42,307	0	27,693
	2.雑 入	108,000	55,752	55,752	0	52,248
合 計		423,100,000	373,216,805	373,216,805	0	49,883,195

歳出 (単位:円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	予算現額と支出済額との 比 較 増 減 額
1.組合会費		2,100,000	1,644,988	455,012
	1.組 合 会 費	2,100,000	1,644,988	455,012
2. 総 務 費		27,000,000	25,612,811	1,387,189
	1. 総務管理費	27,000,000	25,612,811	1,387,189
3. 保険給付費		240,800,000	180,759,474	60,040,526
	1. 療 養 諸 費	205,500,000	154,452,009	51,047,991
	2. 高額療養費	13,200,000	12,991,013	208,987
	3. 移 送 諸 費	300,000	0	300,000
	4. 出産育児諸費	5,050,000	5,050,000	0
	5. 葬祭諸費	1,450,000	350,000	1,100,000
	6. 傷 病 手 当 金	3,000,000	957,000	2,043,000
	7. 療 養 附 加 金	12,300,000	6,959,452	5,340,548
4. 後期高齢者支援金		65,800,000	65,746,935	53,065
	1. 後期高齢者支援金	65,800,000	65,746,935	53,065
5. 前期高齢者支援金		2,170,000	2,169,155	845
	1. 前期高齢者支援金	2,170,000	2,169,155	845
6. 老人保健拠出金		18,900,000	17,505,256	1,394,744
	1. 老人保健拠出金	18,900,000	17,505,256	1,394,744

7. 介 護 納 付 金		34,250,000	34,124,231	125,769
	1. 介 護 納 付 金	34,250,000	34,124,231	125,769
8. 共同事業拠出金		10,683,000	10,683,000	0
	1. 共同事業拠出金	10,683,000	10,683,000	0
9. 保健事業費		7,000,000	4,469,792	2,530,208
	1. 保健事業費	7,000,000	4,469,792	2,530,208
10. 基 金 積 立 金		500,000	489,319	10,681
	1. 準備金等積立金	500,000	489,319	10,681
11. 諸 支 出 金		5,131,000	5,130,047	953
	1. 償還金及び還付加算	4,642,000	4,641,647	353
	2.過年度支出金	0	0	0
	3. 地区医師会	489,000	488,400	600
12. 予 備 費		8,766,000	0	8,766,000
	1. 予 備 費	8,766,000	0	8,766,000
合 計		423,100,000	348,335,008	74,764,992

歳入決算額 373,216,805 円 歳出決算額 348,335,008 円 歳入歳出差引残額 24,881,797 円

鳥取県医師国民健康保険組合規約の一部改正

去る平成21年3月12日開催の第121回通常組合会、及び、平成21年8月6日開催の第122回通常組合会に おいて、本組合規約の一部改正を承認いただきましたので、お知らせいたします。

改正条文	現 行 条 文			
(出産育児一時金)	(出産育児一時金)			

険者の属する世帯の組合員及び准組合員に対し、 出産育児一時金として35万円を支給する。

> ただし、健康保険法施行令 (大正15年勅令第243 号) 第36条の規定を勘案し、必要であると認める ときは、別に定めるところにより、これに3万円 を上限として加算するものとする。

2 (略)

(保険料の賦課額)

第19条 組合員は、保険料として、次の区分による額の 合算額を、毎月組合に納付しなければならない。

(1)~(3)省略

- 2. 省略
- 3. 組合員は、第1項に加えて賦課期日の属する年 度の前々年度における市町村民税所得課税標準額

第12条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保|第12条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保 険者の属する世帯の組合員及び准組合員に対し、 出産育児一時金として35万円を支給する。

> 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支 給は、同一の出産につき健康保険法 (大正11年法 律第70号)、船員保険法 (昭和14年法律第73号)、 国家公務員共済組合法 (昭和33年法律第128号。 他の法律において準用し、又は例による場合を含 む。) 又は地方公務員等共済組合法 (昭和37年法 律第152号)の規定によって、これに相当する給 付を受けることができる場合には、行わない。

(保険料の賦課額)

第19条 組合員は、保険料として、次の区分による額の 合算額を、毎月組合に納付しなければならない。

(1)~(3)省略

- 2. 省略
- 3. 組合員は、第1項に加えて賦課期日の属する年 度の前々年度における市町村民税所得課税標準額

に基づき別表に定める所得割額を納付しなければ ならない。

【別表】

種	保険料月額	所得課税標準額
別	(円)	
Α	5,000	500万円未満
В	10,000	500~1000万円未満
С	15,000	1000~2000万円未満
D	22,000	2000万円以上

(延滞金)

第25条 納期限までに保険料を納入しない組合員があるときは、当該保険料の額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2千円以上であるときは、当該金額(当該金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき年14.6%(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合を乗じて計算した延滞金(当該延滞金に百円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。)を加算して徴収する。

ただし、次に掲げる場合は延滞金を徴収しない。 (1) 督促状の指定期日までに、保険料を納付したと

- (2) 次条の規定により、保険料の納付期限が延長されとき。
- (3) その他特別の事由があると理事長が認めたとき。

に基づき別表に定める所得割額を納付しなければ ならない。

【別表】

所得課税標準額	保険料月額 (円)
0 ~ 250万円未満	2,000
250~ 500万円未満	4,500
500~ 750万円未満	7,000
750~1000万円未満	9,500
1000~1250万円未満	12,000
1250~1500万円未満	14,500
1500~2000万円未満	17,000
200万円以上	22,000

(延滞金)

- 第25条 納期限までに保険料を納入しない組合員があるときは、当該保険料の額に、その納付期限の翌日から納入の日までの期間に応じ、保険料滞納額に7.5%を乗じて計算した延滞金を加算して徴収する。ただし、次に掲げる場合は延滞金を徴収しない。
 - (1) 延滞金が千円未満のとき。
 - (2) 督促状の指定期日までに、保険料を納付したと き。
 - (3) 次条の規定により、保険料の納付期限が延長されとき。
 - (4) その他特別の事由があると理事長が認めたとき。

附 則

- 1 この規約は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険組合規約第12条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則

1 この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置)

被保険者又は被保険者であった者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第12条の規定の適用については、同条中「35万円」とあるのは、「39万円」とする。

(延滞金の割合の特例)

第25条に規定する延滞金の年7.3%の割合は、当分の間、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3%の割合に満たないときは、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

特定健診・特定保健指導について

平成20年4月からスタートした特定健診・特定 保健指導も2年目を迎えます。

平成21年度は、多くの方に特定健診を受診していただくことを目的とし、健診期間を平成21年7月1日から平成21年12月31日まで、窓口負担を無料としております。皆さまこぞって受診されますようお願いいたします。

また、昨年同様、鳥取県医師国保組合は、協会けんぽを代表保険者として、鳥取県医師会と集合契約をいたしました。従って、健診・指導とも鳥取県医師会の取りまとめた医療機関を利用していただくこととなります。

特定健診・特定保健指導の実施医療機関として 登録された場合、自院での自家健診及び准組合員 (従業員)の健診はできますが、自己健診・特定 保健指導はできません。

『特定健診』

6月中旬に、健診対象者に「受診券」を送付しております。

対象者は健診医療機関の窓口に、「受診券」 と「被保険者証」を提示して受診してくださ い。

自己費用負担は、ありません。

准組合員 (従業員) の健診は事業主による健 診が優先となります。

つきましては、健診を実施されましたら、組

合へご連絡ください。

「健診データ情報提供料の支給申請書」をお送りいたします。組合へ申請書と特定健診記録票送付してください。

健診データ情報提供料は<u>一人当たり1,000円</u> です。

検査結果については、受診した医療機関から 通知されます。

組合は、健診データから保健指導対象者の選 定・階層化をいたします。

『特定保健指導』

保健指導対象者には、「特定保健指導利用券」 をお送りする予定にしております。

それぞれに応じた支援を行います。

本人の費用の負担はありません。

保健指導のデータの提出・支払いは、特定健診 の場合と同様です。

動機付け支援 (メタボリックシンドローム予備群) 生活改善の目標設定を個別面接又はグループ 面接により受け、6ヶ月後に目標を達成できた かどうか、身体状況や生活習慣の変化を見てい きます。

積極的支援 (メタボリックシンドローム該当者) 3~6ヶ月間、専門スタッフによる生活習慣 改善のためのサポートが受けられます。

高額療養費の現物給付化について

1ヶ月に医療機関に支払った額が定められた額(自己負担限度額)を超えた場合は、その超えた額が高額療養費として払い戻されます。

70歳未満の方が入院された場合、予め手続きをされましたら、一部負担金は自己負担限度額までとなります。

自己負担限度額は所得によって異なりますので、医療機関の窓口に「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示し、現物給付を受けることになります。 入院される場合は、組合に限度額適用認定証等の交付申請をしてください。

- (注) 次の場合は、窓口で一部負担金(3割)をお支払ください。受診後、組合から申請書をお送りします。
 - *限度額適用認定証を入院した医療機関窓口に提示しなかった場合
 - *外来で、自己負担限度額を超えた場合
 - *同じ世帯で、21,000円以上の窓口負担が複数ある場合 (世帯合算) で、合算して自己負担限度額を 超えた場合

医療機関に入院するときに必要なもの

上位所得者	一般所得者	低 所 得 者
(年間所得600万円超の世帯)	(年間所得600万円以下の世帯)	(住民税非課税世帯)
被保険者証	被保険者証	被保険者証
限度額適用認定証	限度額適用認定証	限度額適用・標準負担額減額認定証

70歳未満の自己負担限度額

上 位 所 得 者 (年間所得600万円超の世帯)	150,000円+(医療費 - 500,000円)×1%(83,400円)
一般所得者 (年間所得600万円以下の世帯)	80,100円+(医療費 - 267,000円)×1%(44,400円)
低 所 得 者 (住民税非課税世帯)	35,400円 (24,600円)

()内の金額は4回目以降

認定証の交付申請方法

入院される場合は、予め次の書類を組合に提出してください。

限度額適用・標準負担額減額認定申請書 (用紙は組合に請求してください。)

一般及び低所得者の方は、世帯全被保険者の所得を証明する書類を添付してください。

(市民税・県民税納税通知書の写し、市町村が発行する所得課税証明書等)

上位所得者の方は、添付書類は不要です。

- 平成21年10月1日より始まりました -出産育児一時金の医療機関への直接支払制度について

新たに本年10月から、出産した医療機関等(以下、「出産機関」という。)の窓口で、出産費用を支払う負担を軽減することが目的の、「出産育児一時金の医療機関への直接支払制度」(以下、「直接支払制度」という。)がスタートしました。

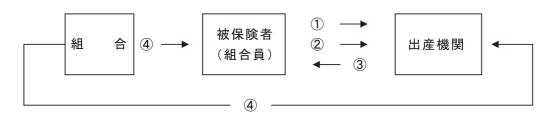
この制度を利用した場合は、出産に要した費用の内、組合から給付する出産育児一時金 [42万円]を限度として、組合から出産機関に直接支払います。

直接支払制度の流れ

- 1. 出産機関から直接支払制度について説明を受けた上で、書面により利用することを承諾 (出産機関との合意) する。[]
- 2. 出産機関に被保険者証を提示してください。 []

- 3. 退院時に出産機関から、出産費用等が記載された明細書の交付を受けてください。[]
- 4. 組合では、出産育児一時金支給額 [42万円] を限度として出産機関に支払います。出産費用が [42万円] を超過した場合は、超過分は出産機関にお支払いください。逆に [42万円] 未満の場合は、[42万円] との差額を申請いただいた上で、組合員へ送金します。[]

[42万円] = 産科医療補償制度に加入している 出産機関で分娩する場合です。未 加入の出産機関で分娩した場合は 39万円になります。なお、詳細な ことは出産なさる出産機関にご照 会ください。



組合の申請書・届書等手続き便覧

様式番号 印のものは、申出により本人へ直送するので医師会事務局にはありません。

区分	番号 印のものは、甲出により本人へ直送する 申請等の事由	様式 番号	提出する書類等
資格関	1. 組合へ加入するとき (新規及び追加加入)	1	・資格取得届 ・被保険者証 - (追加加入の場合)
係	2.被保険者証を紛失又は汚損したとき	4	・被保険者証再交付申請書
1~6の手続きは、当該事この欄に掲げる申請届書は	3. 修学の為、他の都道府県に居住する時、 及び、修学を終えたとき		・国民健康保険法第116条非該当届 ・在学証明書又は学生証の写し ・被保険者証
: 当該事由(4. 療養等で長期間住所を離れるとき (1ヶ 月以上、但し国外へ出る場合を除く)	4の2	・特別被保険者証交付申請書 ・被保険者証
の発生後十四へて事業主組	5. 住所、氏名、などが変わったとき		・住所氏名変更届 ・被保険者証
当該事由の発生後十四日以内に届け出ること。明届書はすべて事業主組合員を経由すること。	6.資格喪失 世帯離脱 (結婚など) 生活保護適用、死亡その他	9	事業主組合員が資格喪失の ・資格喪失届 場合は所属の准組合員も同時喪失となる ・被保険者証 ・他の保険の加入証明書など
関保険係料	7. 災害による資産の喪失その他により、保険料の納入が困難になったとき		・保険料減額・免除・徴収猶予申請書
	8. 緊急その他、やむをえない理由で保険による診療が受けられなかったとき9. 制度上、保険扱いとならない柔道整復や、医師の指示、同意により補装具の装着やマッサージ師の施術等を受けたとき	1 1	・療養費支給申請書 (8の場合)・診療報酬明細書 (9の場合)・領収書及び診断書
給	10. 死亡したとき		・葬祭費支給申請書 ・死亡診断書
付	11. 保険診療の一部負担金が規定の額 (150,000円又は、80,100円) をこえたとき		・高額療養費支給申請書 該当者に国保組合から直接ご送付いたし ます
関	12. 出産したとき (妊娠4ヶ月以上の流産、死産を含む)		· 出産育児一時金支給申請書
係	13. 交通事故など、他人の行為が原因で傷病 をうけ、かつ保険で給付を受けるとき		・第三者行為による傷病届 ・事故に関する「念書」 ・事故発生状況報告書
	14. 療養のため入院・入所したとき		・傷病手当金支給申請書
	15. 療養の給付を受けたときの自己負担が一 定の額を超えたとき		・療養附加金支給申請書 該当者に国保組合から直接ご送付いたし ます
保健事業	16. 人間ドックを利用したとき		・人間ドック助成金交付申請書 ・領収書の写し